

武田消毒ジェイドフットボールクラブ 会則

<名称>

1. 本クラブは、武田消毒ジェイドフットボールクラブ（以下クラブ）とする。

<所在>

2. 本クラブは、山梨県甲府市大里町 3968-2-202 に「武田消毒ジェイドフットボールクラブ」の事務局を置き、甲府市酒折 1 丁目 17-1 の甲府東高等学校を主たる活動場所とする。

<基本理念>

3. サッカーを通して正しい心と身体の発育を図り、関わる楽しさ・出来る楽しさの中から、基本技術の習得やルール・マナーを伝えていき、サッカーの技術だけではなく、基礎体力や社会性・人間形成を養っていくものとする。

<入会資格>

4. 本クラブに入会できるものは、各コース別に定められた資格に該当し、本クラブの会則に賛同した者とする。
5. スポーツを行うのに適した健康状態であること。
6. 未成年者は、親権者の許可を得た者であること。

<入会手続き>

7. 入会希望者は所定の入会申込書に必要事項を記入し事務局に申し込む。(用紙は事務局にて配布)

<会費>

8. 年会費・月会費として別に定めるところにより、コース別に会費を納入するものとする。
9. 一旦納入した会費は、原則として返還しない。
10. 大会・遠征試合等についての交通・宿泊費等については別途徴収する。

<保険>

11. 会員は、入会とともにスポーツ安全協会の保険に加入する。加入手続きはすべて本クラブ事務局にて行う。

<練習時間>

12. 会員は、個人の能力と希望に応じて、コース別に定められた曜日・時間に指導を受けることが出来る。
13. 雨天時、またはそれに付随するグラウンド使用不可能な場合、中止・練習場所変更、あるいは振り替え練習を行う場合がある。

<休会・退会>

14. 休会を希望する会員は、事務局に申し出るものとする。休会中の会費は発生しない。
15. 退会を希望するものは、その前月までに事務局に届けなければならない。

<会員の心得>

16. 会員は、次の事項を厳守しなければならない。
 - 1) スポーツマン精神に則り、全員が明るく、楽しく、元気良く行動すること。
 - 2) クラブへの往復路においては、交通ルールを遵守すること。
 - 3) 秩序を守り、本クラブの目的に沿うよう、学業面でも努力すること。

<事故の責任>

17. 会員は、グラウンド等施設利用の諸規則を守り、指導者の指示に従って行動するものとし、活動中に起きた事故については、保険の規約範囲内で対処する。またこれに違背して、盗難・損害等の事故が起こっても、クラブ及び指導者に対し、一切の損害賠償を請求しないものとする。

*本会則は、2009年（平成21年）4月1日より施行する。